

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	業務第4号 大通バスセンターエスカレーター（1階・地下1階）保守業務
発 注 課	まちづくり政策局総合交通計画部都市交通課
選 定 事 業 者	三菱電機ビルテクノサービス株式会社北海道支社
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。） 本業務にて整備を行う昇降機は、三菱電機株式会社が設計、製造及び設置したものである。 本業務を履行するにあたっては、昇降機の構造・システム全体を熟知していることが不可欠であるとともに、円滑に部品の調達、整備を行い、整備後の性能の保持及び安全性・信頼性の確保を確実にを行うことが要求される。 当該業者は、三菱電機株式会社が設計、製造及び設置した昇降機の保守点検整備の専門業者であり、本業務履行に必要な専門知識、技術情報及び専用部品等の円滑な供給ができる体制を有しており、本業務を安全かつ確実に履行できるのは上記業者に限られる。 以上のとおり、本件業務を確実に履行できるのは当該業者に限られ、契約の性質又は目的が競争入札に適さないことから随意契約とする。	
根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決 定 日	平成31年1月29日